

平成 16 年 10 月号



保険かわら版

有限会社ビッグワン

小林 淳一 佐藤 達哉 堀野修司 山本康博
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-16-16-302
TEL 0120-866-413 FAX0120-866-414
E-Mail:bigone-a@bigone-gp.com
http://www.bigone-gp.com

「走行中の携帯電話使用への罰金強化」11月1日いよいよ施行～安全運転のポイント～

平成 16 年 6 月 9 日に公布された改正道路交通法のうち、下記の事項については、平成 16 年 11 月 1 日より施行となります。

走行中の携帯電話使用等への罰則強化 「共同危険行為」や「騒音運転」等への罰則強化 飲酒運転の「呼吸検査」拒否への罰則強化

平成 16 年 11 月 1 日から施行される主な改正内容

携帯電話使用等への罰則強化

「携帯電話使用等（保持）」

「携帯電話等を通話の為に使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者」（第 120 条 1 項第 11 号）

今回の改正で新たに付け加えられました。走行中に携帯電話等を手に持って、「通話する」、「メールの送受信をする」、「ディスプレイ部分を注視する」などが該当します。これらの行為に対する罰則は、「5 万円以下の罰金」ですが、交通反則通告制度が適用され、反則金を支払うことにより罰金は免除されます。（違反点数 1 点）

カーナビゲーションや自動車テレビは手で保持するものでないので、注視しただけでは罰則の対象となりません。

「携帯電話使用等（交通の危険）」

「携帯電話等を通話の為に使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示装置を注視することによって、道路における交通の危険を生じさせた者」（第 119 条第 1 項第 9 号 3）

従来（平成 11 年改正）からあった規定で、携帯電話等を使用したり、カーナビゲーションや携帯電話のディスプレイ部分を注視することによって交通の危険（例えば交通事故）を起こした場合が該当します。

罰則については、「3 ヶ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金」ですが、これについても交通反則違反制度が適用され、反則金を支払うことにより懲役または罰金は免除されます。但し、事故に至った場合には交通反則通告制度の適用除外となります。（違反点数は 2 点）

騒音運転および消音器不備

騒音運転の罰則新設
消音器不備の罰則強化
現行は 2 万円以下の罰金または科料

罰 則：5 万円以下の罰金
反 則 金：7 0 0 0 円～5 0 0 0 円
違反点数：2 点

集団暴走行為（共同危険行為）

迷惑や危険をこうむった人がいない場合でも
罰則適用可

罰 則：2 年以下の懲役または 5 0 万円以下の罰金
反 則 金：適用されない
違反点数：2 5 点

飲酒運転の「呼吸検査」拒否

罰金の大幅引き上げ
現行は 5 万円以下の罰金

罰 則：3 0 万円以下の罰金
反 則 金：適用されない
違反点数：なし